

水口歴史民俗資料館企画展

「水口細工―受け継がれた祈りの記憶―」

第72回全国植樹祭の式典で陛下が使用される「御紋受」が水口細工となることから、水口歴史民俗資料館では水口細工の企画展を開催します。

水口細工とは葛などの蔓を加工精製したものを織って作ったもので、江戸時代には東海道水口宿の名物の一つとして知られていました。

水口細工は土産物として販売されると同時に宮中や伊勢の神宮へ献納されてきました。神宮では20年に1度、新しい神殿を造り、そこにご神体をつつす式年遷宮が行われますが、その際に御装束・神宝も古式のまま新しくとのえられ納められます。水口細工により制作された神宝は第60回昭和48年(1973)が最後の献納となりました。また、水口藩主加藤家について詳細に記した加藤家譜によれば、加藤明実(あきみ)は藩主となった翌年の慶応2年(1866)9月29日に初めて宮中に参内し、孝明天皇に拝謁し、翌月に朝廷に「藤細工」を献

上しています。

そして、明治元年(1868)9月に明治天皇が東京へ行幸した際や同年12月の還幸の際にも献上しました。

宮中や神宮への献納を通じて水口細工の技術は伝承されたため、今世紀に入り結成された水口細工復興研究会により再び地元で制作されるまでに至りました。本展では収蔵コレクションの一部を展示しますので、この機会にぜひご来館ください。

●会期

5月28日(土)～8月31日(水)

●休館日

6月4日(土)～6日(月)(第72回全国植樹祭に伴う臨時休館)

●開館時間

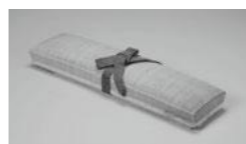
10時～17時

●場所

水口歴史民俗資料館 第2展示室内

●観覧料

大人150円
小中学生80円



▲水口細工 短冊箱(甲賀市蔵)

問合せ 水口歴史民俗資料館 (Tel) 62-7141 (Fax) 63-4737 (FAX図書館共用)

掲載している催し等は、4月19日時点の情報であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、休止・延期している場合があります。



であいひろがる!
みんなの図書館

映画会、乳幼児向けおはなし会は当面の間休止します。

※3歳以上を対象としたおはなし会は開催しています。

5月15日～
6月14日までの
行事予定

行事名	内容	月日	曜日	時間	場所
対面朗読	対面朗読 ※事前予約要	5月20日	金	13時30分～15時30分	甲南図書交流館
		6月3日	金		
ギャラリー	和紙ちぎり絵展	4月23日(土)～5月28日(土)		信楽図書館	
	甲賀写真クラブ写真展	6月11日(土)～6月24日(金)		甲南図書交流館	
その他	エコプロジェクト～本・雑誌をおゆずりします～	4月30日(土)～5月22日(日)		土山図書館	
	第72回 全国植樹祭開催のため休館	6月2日(木)～6月6日(月)		水口図書館 甲賀図書情報館	
	令和4年度 教科書展示会	6月3日(金)～7月1日(金)		甲南図書交流館	
	第16回 ビブリオバトル in koka	6月12日	日	14時～16時	土山図書館

6月5日(日)の全国植樹祭開催に伴い、甲賀図書情報館および水口図書館は6月2日(木)から6日(月)は休館いたします。この間はブックポストへの返却もできません。市内のほかの図書館をご利用ください。

開館時間	問合せ・申込み	休館日・閉館日
10時～18時 ※甲南図書交流館の夜間開館は休止しています。	水口図書館 ☎ 63-7400 ☎ 63-4737 土山図書館 ☎ 66-1056 ☎ 66-1067 甲賀図書情報館 ☎ 88-7246 ☎ 88-7005 甲南図書交流館 ☎ 86-1504 ☎ 86-1505 信楽図書館 ☎ 82-0320 ☎ 82-3921	木・金・第3水曜日 月・火・第4金曜日 木・金・第4水曜日 月・火・第4水曜日 月・火・第4木曜日

図書館の詳細情報は下記または甲賀市図書館ホームページまで
http://lib.city.koka.lg.jp



成人年齢が引き下げられました

～悪質業者があなたを狙う おかしいと感じたらすぐ相談～

4月1日から、成人となる年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられました。成人の年齢になると、保護者の承諾がなくても、自分一人の意思で様々な契約ができるようになります。例えば次のようなことです。

できるよくなること

- スマートフォンなど高額商品の購入
- クレジットカードを持つ
- ローンを組んだり借金をする
- アパートを借りる

さらに、10年有効のパスポートの取得や、男女ともに親の許可なく結婚することができます。

できること

20歳からです!

- 飲酒
- 喫煙
- ギャンブル



このように、「できるようになること」が増えますが、お金にまつわることは大きな責任が伴います。また、トラブルに遭ったら、自分で対処しなければなりません。

社会経験の少ない若者を悪質商法などから保護するため、法律では未成年者が保護者の同意を得ずに結んだ契約は、少額契約を除き、原則取り消すことができると定めています。悪質業者は、社会経験が少なく、未成年者取消ができなくなった成人になりたての若者を狙います。消費者トラブルに遭わないためには、契約に関する知識を学び、様々なルールを知りましょう。そして、その契約が本当に必要か、慎重に検討し判断する力を身につけることが大切です。

万一トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

問合せ 甲賀市消費生活センター (Tel) 69-2147 / 局番なしの188(いやや) (Fax) 63-4582